

確定申告書のインターネット作成

国税庁ホームページから簡単に申告書を作成できます。計算誤りの心配もありません。スマホでも作成できます。

問合先 e-taxヘルプデスク ☎ 0570-01-5901



提出方法

◆e-taxでの提出（確定申告のみ）

- ・マイナンバーカード方式
- ・ID・パスワード方式（事前に税務署で本人確認の上、取得が必要）

◆郵送での提出

送付先 確定申告書 豊橋税務署（〒440-8504 豊橋市大国町111）
市県民税申告書 税務課市民税担当（〒443-8601）



申告に必要なもの（抜粋）

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類および運転免許証など
- ・本人名義の預金通帳など口座番号が分かるもの
- ・給与、公的年金の源泉徴収票（年金支払通知書は不可）
※公的年金の源泉徴収票は、1月中旬に発送されます。（問合先：ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165）
- ・次のいずれかの控除を受けるための証明書など
 - ①医療費控除…医療費控除の明細書（明細書を作成したものに限る）
 - ②社会保険料・障害者控除…その領収書、証明書など
※国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済通知は1月下旬に発送します
※65歳以上の要介護認定を受けている方で障害者（特別障害者）控除の対象となる方には、1月下旬以降に障害者控除認定書を送付します（障害者手帳で同等以上の控除の対象となる方は除く）
 - ③生命保険料・地震保険料控除…控除証明書
 - ④扶養・配偶者（特別）控除…その所得が分かるもの
 - ⑤寄附金控除…寄附した団体の領収書など
- ・印鑑
- ・筆記用具



備考

- ・申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。
- ・ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方が申告するとワンストップ特例の適用が受けられなくなるので、全ての寄附金を申告する必要があります。

市県民税申告会場の 予約申し込みはこちらから

市ホームページ

ID 0233934

または

QRコードからアクセス



予約がないと受付ができません

※その他詳細は国税庁ホームページで確認してください。

基礎控除の見直し

・基礎控除額が一律10万円引き上げられました。また、合計所得金額が2千400万円超で控除額が通減し、2千500万円超で消失する仕組みが設けられました。

- ・婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子を有する単身者に「ひとり親控除」が適用されます。
- ・寡婦控除に所得制限が設けられました。

ひとり親控除の創設、寡婦控除の見直し

